

令和 5 年 6 月 28 日

届出事業者御中

(株) ハウスジーメン

住宅等の新築に関する各種制度改正の周知について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省より、以下のとおり周知依頼がございましたので、ご案内いたします。

① 住宅ローン減税の改正

○2024 年 1 月以降に建築確認を受けた新築住宅は、

住宅ローン減税を受けるには、省エネ基準への適合が必須となります

※省エネ基準を満たさない新築住宅は、住宅ローン減税を受けられません。

※2022 年 3 月の税制改正で決定され、これまで国土交通省 HP や関連業界団体等を通じてご案内しておりましたが、その施行時期が近づいてきました。改めてその内容をご確認ください。

② 建築物省エネ法の改正【2025 年 4 月（予定）以降に工事に着手する建築物が対象】

○全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準への適合が義務化されます

③ 建築基準法の改正【2025 年 4 月（予定）以降に工事に着手する建築物が対象】

○木造戸建て住宅※の建築確認が審査省略の対象外となります（4 号特例縮小）

○建築確認の際に構造・省エネ関係の図書の提出が必要になります

※階数 2 以上又は延べ面積 200 m²超の平屋

詳しい内容（★）については、別添のチラシをご覧ください。ご不明点等ございましたら、各チラシに記載の連絡先までお問い合わせください。

（★）国土交通省 資料ライブラリーご参照：省エネ法等に関する各種資料一式の掲載先

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/04.html> または『省エネ法ライブラリー』で検索

省エネ法ライブラリー

検索



右記二次元コードよりアクセスするとご確認頂けます。

①住宅ローン減税省エネ基準適合必須化チラシ（イメージ画像：PDF 形式）



お問い合わせ先：国土交通省 住宅局 住宅経済・法制課、生産課 電話 03-5253-8111

[https://www.house-gmen.com/wp-content/files/information leaflet for mortgage tax relief](https://www.house-gmen.com/wp-content/files/information%20leaflet%20for%20mortgage%20tax%20relief)

②省エネ基準適合義務化チラシ（イメージ画像；PDF 形式）



https://www.house-gmen.com/wp-content/files/information_leaflet_for_becam_mandatory_energy_saving

お問い合わせ先：国土交通省 住宅局 建築指導課、参事官（建築企画担当付）省エネ班 電話 03-5253-8111

③ 4号特例見直しチラシ（イメージ画像：PDF形式）



[https://www.house-gmen.com/wp-content/files/information leaflet for no4 exception abolished](https://www.house-gmen.com/wp-content/files/information%20leaflet%20for%20no4%20exception%20abolished)

お問い合わせ先：国土交通省 住宅局 建築指導課、参事官（建築企画担当付）総則班 電話 03-5253-81